

公益法人・一般法人制度と小規模学会

・2013年10月22日 公開シンポジウム
—学協会の新公益法人法への対応の現状と展望—

日本学術会議第一部会員
上智大学 小幡純子
(東京都公益認定等審議会会長)

1.非営利団体の組織について(一般論)

○法人格のある団体
社団法人、財団法人、NPO法人
→ 公益認定を受け、公益法人へ

○法人格のない団体 任意団体
「権利能力のない社団」といいうるためには、

- 団体としての組織を備えていること
- そこには多数決の原則が行なわれていること
- 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
- その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理
その他団体としての主要な点が確定しているもの

であることを要する
(最高裁判決昭和39・10・15民集18. 8. 1671)。

法人格を持たない場合

○法的に権利義務の主体として経済活動をするためには、本来は
法人格取得が必要。

例えば、不動産を取得して団体名で登記すること
契約を締結すること — 建物の賃貸借、債務を負担し、
金銭を受領し、寄附を受け入れる、等も困難(定款提示により
団体名で認められる場合もあるが・・・)。

○公的補助金を受けたり、委託事業を受託するため

に、法人格の存在が要件とされている場合も存する。

○寄附税制のメリットも受けられない。

2.非営利法人のあり方についての法改正

・従来、民法が財団法人・社団法人について定め、主務官庁が許可権限を持ち、監督を行っていた。

→ 新しい公益法人改革三法制定へ 2008年施行

・ 2段階方式

- (1) 一般法人としての法人格取得の容易化 準則主義(登記のみ)
- (2) 一般法人について公益認定 ⇒ 公益法人

(1)一般法人となるための作業

許可制ではないので、定款を作成し、公証人役場等に持ち込み、登記を受ける。

○一般財団法人—300万円以上の基本財産
評議員、評議員会、理事(3名以上)、理事会、監事 — 必置

○一般社団法人—設立時2名以上の社員
社員総会、理事(1名以上) — 必置 + 理事会、監事

※今回の新制度では、法人格を取得するための一般法人化が容易になったことが重要。

(2)公益法人となるための作業

公益認定を行政庁(全国的団体の場合は内閣府)に申請 ⇒ 公益認定を受ける
(公益認定等委員会への諮問)

○公益財団法人
評議員、評議員会、理事(3名以上)、理事会、監事 (+会計監査人)

○公益社団法人
社員総会、理事(3名以上)、理事会、監事 (+会計監査人)

公益目的事業

事業目的 不特定多数の者の利益の増進への寄与
事業の合目的性

受益の機会の公開

事業の質を確保するための方策

審査・選考の公正性の確保 等、チェックポイント

3. 学協会の組織のあり方について

ここでは、とりわけ、小規模学会について、組織のあり方を検討する。

(1) 現在、財団法人或いは社団法人(特例民法法人)である学会の場合

- 公益認定を受けるか、一般法人に移行するか、必ず移行期間内に選択する必要あり。
- 一般法人に移行した場合にも、公益目的支出計画作成が義務付けられ、その計画期間中、行政庁の監督を受け続ける。

(2) 現在、法人格がない学会についての方向性

① 一般法人化の方向性

原則論としては、法人格がないことにより、代表者・会計担当者等個人名義での取引となり、対外的な責任が不明確になる。委託事業や補助金や寄附を受けるときに、法人格がないと受け皿として問題視される。

個人取引との峻別が曖昧なため、万一、代表・会計担当者個人が不正を働くりリスクも存する。

→ 法改正により、一般法人化が容易になったため、法人格を取得する方向性が是認される。

⇒ 将来的には、公益認定を受けることも視野に入れることが可能。

[公益法人化のメリット]

公益法人の名称を用いることによって、社会からの信用増大寄附について優遇

⇨ 他方、事務負担大きい、
行政庁による監督(報告徴収、立入検査)を受ける

② 任意団体維持の方向性

小規模学会 例えば、

- 事務処理体制が弱体(専任の職員がおらず、大学研究室で教員や助教が事務処理を行っている等の場合)
- 補助金による事業や委託事業を行わない。多額の寄附も受けない。
- 不動産は保有しておらず、財産もほとんど保有していない。
- 会員から毎年度会費を徴収し、年度1,2回の総会を開催する費用にほとんどすべてを充て、剰余金はほとんどない。

小規模学会についての選択として、

- ・法人化の事務作業は困難
- ・毎年の専門的会計管理も困難
- ・活動が主に会員のみが参加する研究会等にとどまる
- 任意団体にとどまった上で、ガバナンスを強化する方向もやむを得ない。

任意団体にとどまる場合の課題

- 金銭管理等が団体と代表者・会計担当者個人とで混同しやすい等を含め、スポーツ団体等でしばしば問題とされる「組織のガバナンス」について注意が必要。
- 定款を改めて見直して、規定を整備することが必須。
- 対外的信用を高めるため、ホームページ等による情報開示、第三者による監査を積極的に導入することが望ましい。

○公益法人にはなっていないが、学会という組織の目的・社会的意義にかんがみると、公益法人に求められている公益性、公正・透明性を確保すべき(任意団体、一般法人ともに)。

○学会は社会の発展(不特定多数者の利益＝公益)のために存在し、常に社会に開いて発信していくことが望ましい。

任意団体としての具体策

- 定款、規程を、ガバナンス等の観点から整備
- 財産について、代表者と分離して管理する(通帳、印鑑等)。
会計担当者の仕事の明確化。
- 第三者による監査を受けることが望ましい。少なくとも第三者的な立場の会員(隣接分野等)に監査を依頼する。

[参考]総務省 平成22年3月コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会「コミュニティ団体運営の手引き」
会計事務チェックシート、監査事務チェックシート

課税との関係

[参照]新たな公益法人関係税制の手引き(国税庁) 2012年9月

- 一般法人化しても「非営利型法人」に該当するため、収益事業をしない限り、課税されない(任意団体も収益事業をしていれば課税されるのは同様)。
ただし、国税でも、一部、利子等の源泉所得税等はかかる。←公益法人であれば免除。
- 地方税の法人住民税均等割が課税される自治体もある。東京都では、一般法人は非営利型でも均等割が課せられる(最低税率の7万円)。
大阪府、大阪市、さいたま市等は、公益認定法人やNPO法人と同様に、収益事業をしていなければ均等割は免除される(免除申請書が必要な場合もある)。

おわりに

- 原則的には、法人格取得が望ましい。
- 他方で、小規模学会の実情(とりわけ、事務体制)
↑
一般法人化が容易になったとしても、一般法人法は、かなり詳細で煩瑣な事務を規定
- 少なくとも定款の整備は必須。ガバナンスを強化しつつ、今後、学協会の活動をどのように広げていくかについて、各学協会で検討必要。